

# 長野県環境審議会地球温暖化対策検討会 意見交換会 議事録

日 時 平成17年10月17日(月)

午前11:00～正午

場 所 サンパルテ山王3階千曲の間

(関係団体：(社)全国清涼飲料工業会、日本自動販売機工業会、日本自動販売機協会、長野県自動販売機事業者連絡会)

司 会

お待たせいたしました。

それでは、続きまして、関係団体の意見交換をお願いいたします。初めにお断り申し上げますが、今回団体さんが多いということで、1時間の時間の中でお話をさせていただきたいと思います。当初20分程度のご意見をいただきまして、その後、委員さんたちと意見交換をお願いいたします。残り5分ぐらいになりましたら合図を申し上げますので、その辺で話の方をまとめていただければ、大変ありがたいと思います。

もう1点、ここはお話をいただいて何かを決定するという場ではなくて、忌憚のないご意見をいただいて、今後策定されます条例の中にそのご意見を反映させていきたいということでございますので、よろしくお願ひいたします。

それではお願いします。

川妻委員

皆さんご苦労さまです。この温暖化対策の検討会は、今年の春から9名でスタートしまして、いろいろ議論しているんですけども、今日は委員長を務めている高木さんがちょっと所用でどうしても午前中は欠席ですので、委員の1人であります川妻が進行役をやります。今日は全員どうしても仕事で来られないので、宮本さんと岡本さん、黒沼さん、4人でお聞きしていきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

じゃ、最初に、そちらの方からお願ひいたします。

自販機関係団体

どうも今日は2コマちょうだいしまして、手際よく説明をさせていただきたいと思います。今日は、4団体の方からご説明に参上しております。(社)全国清涼飲料工業会、それから日本自動販売機工業会、日本自動販売機協会、長野県自動販売機事業者連絡会、こちらの方は長野県の食品自販機協会を統括しております。以上4団体で説明に参上をいたしました。

今お話がありましたように、約20分ぐらいで説明をさせていただきまして、その後、意見交換ということで進めさせていただきたいと思ひます。私、(社)全国清涼飲料工業会の と申します。説明の方は、同じく(社)全国清涼飲料工業会の の方から説明をさせていただきます。ちょっと今画面が。

それでは、画面が開くまでの間、今進行の方からお話がありましたように、私、(社)全国清涼飲料工業会で運営委員と、それから、自動販

売機委員を担当しております でございます。よろしくお願いいたします  
ます。

では、事務局の方からもお話がありましたように、私の方から 20 分、  
貴重な時間をいただきましたので、ぜひ皆さんに自動販売機の業界の、  
今もお話がありましたように非常に複雑な業界でございます。ぜひその  
辺の組織も一度ご紹介をさせていただいて、さらに私ども、これまで、  
今回の一番のポイントだと思えますけれども、温暖化の対策、これに関  
しましては取り組んできたところがございますので、ぜひ委員の方にお  
聞きをいただいて、また、この後 40 分ほど意見交換の時間もございま  
すので、その中で十分なご意見をちょうだいして、貢献させていただき  
たいというふうに思っております。ぜひよろしくお願いいたします。(機械は)  
駄目ですか。じゃ、手元の資料で。

お手元に資料を。あまり環境にはよくなくて、カラーで。10 枚ほどに  
まとめてございます。本当はもっと細かくご説明をさせていただきたい  
んですけども、大半の資料は私どもの(社)全国清涼飲料工業会あるい  
は日本自動販売機工業会のホームページの方に掲載をしておりますの  
で、そこにはない部分につきましては、実は今日、技術の人間も来ており  
ますので、その場で即答できるように考えております。よろしくお願いいたします。

間もなく立ち上がりますので、それまでの間、口頭で。

川妻委員

お座りになったほうが。

自販機関係団  
体

いえ、立った方が。よろしくお願いいたします。

それで、表紙に書いてございますように、右隅に今の団体名を書いて  
ございます。今日は(長野県自動販売機事業者連絡会)会長の、あ  
るいは、役員のも出席しております。

それから、ちょっと目次の方、1 ページと書いてございますけれども、  
ご覧いただきたいと思います。今日の 10 枚の資料を目次にしてございま  
す。後ほど、マイクを使った方がいいんですか。

川妻委員

使ってほしいと思います。記録を取っているもので。

自販機関係団  
体

それでは、目次の方を私の方から簡単にご説明したいと思います。

初めに、先ほど申し上げましたように、自動販売機業界の、まず現状  
を参考資料 2 枚、つけてございます。現在の自動販売機の構成、それか  
ら、業界の仕組み、この辺をご紹介したいと思います。さらに私どもが  
今回のテーマでございまして、省エネについて取り組んでまいり  
ました。なかなかご説明はしているんですけども、ご理解いただけない  
部分もございまして、この辺をポイントを絞ってご説明したいと思  
います。

その後、社会的な取り組みもしておりますので、この辺もぜひこの機  
会にご理解をちょうだいしたいと思っております。また、私どもの業界、  
これは生活者の方あるいは消費者の方からも意見を交わそうというこ  
とで、毎年調査をしています。自動販売機につきましても、2004 年に調査  
をした結果がございまして、この辺のほんの一部でございましてけれ  
ど

も、ご紹介をさせていただきます。

最後にちょっと環境から離れてしまいますけれども、自動販売機、社会的なインフラとしてどのような取り組みをしているかという点を2点ほどご説明させていただきたいというふうに考えています。

それでは、（画面が）まだ開きませんので、開くまでお手元の資料で説明をさせていただきます。2ページに戻ります。2ページは、これは今の自動販売機全体の構成を示しております。自動販売機、これは飲料の自動販売機も含めてでございますけれども、すべてのいわゆるサービス機器を含めまして、現在550万台が日本の中にあります。ご覧いただきますように、一番左上の部分でございますけれども、清涼飲料と書かれた自動販売機、ここが今日出席しております団体の主に取り扱う部分でございます。特に省エネの数字につきましては、一番右肩の数字になりますけれども、213万1,000台、この数字を基にしました結果を皆さまにご説明させていただきたいと思っております。

それ以外にも、ご覧のような食品関係の自動販売機、ガムであるとか、インスタントラーメンとか、そういうものもございますし、また、たばこの自動販売機、あるいは、駅の券売機、これも自動販売機でございます。さらに右側で、どちらかということ、生活に密着したものということになりますけれども、CDであるとか、カミソリだとか、乾電池であるとか、こういったものもございます。そして、最近駐車場も増えておりますけれども、駐車場のところのパーキングメーターのところ、あるいは両替機、こういったものも含みまして、合わせて550万台強というのが今の現状でございます。そのうち清涼飲料につきましては約半数、200万台という台数が現在、こういう状況でございます。

ちなみに長野県下にはどのぐらいあるかということでございますけれども、これは、ここには書いてございませんけれども、前回の報告をさせていただきますと6万8,000台ほどございます。これをちょっと内訳で見ますと、屋外にあるのが3万5,000台ということでございます。約半数が屋内ということになります。

全国と対比するのはなかなか難しいんですけれども、全国と対比しますと、全国の場合ですともう少し屋外にあるものが多い。長野県下の方は、逆に屋内にあるものが多い、こういう傾向にはございます。

それでは、3ページ目の方に移りたいと思っております。

3ページ目の方ですけれども、こちらは今日出席しております業界関連の全体の構成を示しています。自販機関係では、自動販売機のメーカー、作っているメーカーですね、それから中身、清涼飲料水を販売している、あるいは、製造しているメーカー、飲料メーカーがあります。さらに、自動販売機に製品を詰めて、実際に販売に関与しているオペレーター、さらに、小売店といった、実際に設置先でありますロケーション、こちらを所有されておりますロケーションの方、また、メンテナンス、これは自動販売機を設置したり、あるいは、保守点検をしているメンテナンスの事業者、さらにはリース会社ですね。こういったような企業、個人から構成されています。今そこにグラフがありますように、一番左端の自動販売機を作っているメーカーを出発点にしまして、一番向かって右側が設置している、先ほど言いましたように、長野県では屋内では

約3万5,000台というロケーションになります。

自動販売機メーカーから出発いたしました、こちらで機械の方を飲料のメーカーに卸しているところです。さらにリース会社、こちらの方に機械を売却する、販売しているところがあります。さらに、直接ですけれども、一番下段のところ、ブルーでありますけれども、オペレーターと書いてございまして、こちらの方に自動販売機をそのまま販売する。

こうすることで、それぞれ飲料メーカー、リース会社、オペレーターが自動販売機を受け取りまして、さらには飲料メーカー、そして、飲料メーカーから実際に売る小売店、これは酒屋さんでありますとかお菓子屋さん、こういうようなところには自動販売機を貸与したりしております、こちらの方で管理運営をしていると、こういうふうな実態になります。直接飲料メーカーが設置先とお話をしまして、そちらを直接管理運営しているということもございまして。それから、飲料メーカーでも、さらには地元オペレーターに自動販売機を貸与して、そして、そちらで管理運営をしているという流れがございまして。

全体としてはこういうようなことですが、実際に自動販売機の管理運営という観点では、小売店あるいは飲料メーカー、オペレーター、さらに、ここは団体に属するところですが、個々にやっておられるところは私どもではちょっと把握できていないところもございまして。それらを含めましてロケーションに、設置先ということになりますけれども、自販機が置かれている、こんなような構成になってございまして。直接ロケーションを持っていらっしゃる方も経営をされているというようなことも実際にはございまして。ここまでが全体、私どもの業界の構造をお示したところでございまして。

次に、4ページになりますけれども、私どもの省エネに対する取り組みでございまして。実は、ここにありますように、産業界としては、省エネに関してはトップランナーと言っているくらい積極的に実は取り組んでまいりまして、それをぜひご理解いただきたいと思っております、今日ここに紹介させていただきます。

ちょうど真ん中の上段、緑色のところに書いてございまして、この温暖化傾向、90年が基準年になりますけれども、その年度に比較して、2005年の時点で約半分、半減できているというのが実態です。ほぼこれは自主的な取り組みで進めてまいりました。京都の議定書が批准されていますのも、当然この話以前にこの問題では取り組んでまいりました。

1次、2次、そして、改正省エネ法がありました年代、2002年から、その3次ということになりますでしょうか、現在と、こんなふうになっております。

1次では、これは特に自動販売機1台当たりの省エネ率を上げていくということで、この期間では、1991年から96年の間でしたけれども、約5年間で20%の削減をしてきております。さらに、2次に入りまして、こちらは1996年から2001年になりますけれども、こちらでは15%の削減というような形になっております。特に書いてありますように、対策の中では、2次のところでは局部冷却、今までは中を全面的に冷やしたような、というようなことをしてまいりましたけれども、それを必

要なところだけ温めたり、あるいは、冷やすというようなことにシステムを切り替えることによって削減をしていった。

それから、さらに調光ということで、蛍光灯も実際には結構消費電力がございまして、ここにつきましても調光を調節できるシステムを導入しまして、削減の方をやっています。一番右側にありますけれども、省エネ法が決定されてまいりまして、こちらの法で改正省エネ法とって、特定機器に指定をされ、これは経済産業省と一緒に目標をつくって進めてきました。目標は2005年、ここで30%の削減ということでしたけれども、書いてございませんけれども、トップランナー方式ということで、その時点で、自動販売機各社が市場に出している自動販売機、この中で最も性能の高いもの、これをトップランナーに指名しまして、それを各業界が情報を共有して、それに追いつくと、あるいは、追い越すというようなことで省エネ性を業界内で切磋琢磨して進めるという取り組みによりまして、30%の削減というところに来ております。

この時点では、かなり中にコンプレッサーというものが入りますけれども、こういう冷却加温のシステムをやはり確立させたというところが大きな点でありますし、断熱材につきましても、真空断熱材といったようなものを採用して、加温、あるいは冷却効率を上げるという取り組みをして、30%を上回る削減を進めてきました。結果として、1991年から計算が取れるところのものでございまして、約15年間でエネルギー消費量は半減しています。

次のページ、数字を載せてございます。これは、公表している数字でございまして、ちょうど、グラフの方がご覧いただけるかと思っております。棒グラフは自動販売機の台数を示しております。ここ5年、近年では200万台でほぼ横ばいの状態がそこには出ております。ただし、折れ線グラフで示してございますように、特に1台当たりの消費電力量を削減していくと、年度ごとに機種をきちんと改善をかけていくというような結果によりまして、台数1個掛けた総電力消費量という観点では、50%の削減ということができてきたということでございます。

この先も努力はしていくところでございまして、スタートが早かったということもありまして、若干言い訳がましくなりますが、スピードは落ちるかもしれません。ただし、引き続きその辺の目標を持って進めていきたいというふうに考えてございます。

それから、6ページ。省エネの話は今2枚でご説明しましたが、直接これは省エネということではないかもしれませんが、私どもの取り組みの1つ、環境に係る取り組みの1つということでございまして、私はエコ・ベンダー、これもなかなか認知度がなかったところでございますけれども、電力各社と協力をいたしまして、最もやはり日本の中で季節的にも電力消費の多い7～8月、ここに焦点を当てまして、一番ピークになる1時から4時、この時間帯を電力の消費をできるだけわれわれは削減するというようなシステムを取り入れてございます。名付けてピークカット自販機ということで、ピークの時期に電気を止めてしまっていて、その前後の余熱あるいは冷却によってその間を賄うというようなシステムを取り入れました。

右側にございますように、これは北海道は、実はあまりこういうシステムを必要としないということでございますから、ここではあまり採用しておりませんが、それを除きますと、ほぼ 100%、現在こういう方式をしております。

続きまして、先に、できましたら 8 ページの方をご覧いただきたいと思ひます。

こちらは、一般の生活者、消費者の方から、これは男女 500 名の方の消費者調査というものを実施してあります。自動販売機がまずどういふふうに見られているのかということ、これからわれわれは何をしていったらいいのかというようなことをこの調査から得ているわけです。

では、ご説明させていただきたいと思ひますが、1 に書いてありますように、ほぼ全数の方が、自動販売機そのものは便利であるというようなご意見はちょうだいしております。さらに、2 番目にありますように、今の生活に必要なかどうかということに対しては、8 割を超える方が必要であるといふふうにお答えをいただいているところでございます。また、あつてよかったといふようなことも 7 割近くの方に回答をいただいているところです。ただし、前のページの 7 ページにちょっと戻っていただきたいと思ひんですが、縷々(るる)申し上げた省エネの取り組みでありますとか、エコ・ベンダーの取り組み、こういった問題もなかなかわれわれ説明しきれないと思ひますが、一生懸命ホームページであるとか、業界紙をつくつてご説明させていただいておりますけれども、なかなかご理解いただけていないところでございます。この辺はわれわれももっと努力をしていかなければいけないといふふうに思ひます。

上段のところは、これは、そのまま調査結果を示してございまして、エネルギー消費の大きいと思はれるものについての意見となっております。自動販売機、何と言われましても 26%、5 人に 1 人はやはりここを消費しているといふふうにおもわれているところでございます。

下段の方でございますけれども、先ほども右側を見ていただきましたら、エコ・ベンダーということでしたけれども、ほとんどの方は知らないということで、これも説明が不足しているところかと思ひます。それから左側の省エネ化についても、「思わない」あるいは「わからない」といふ方が 8 割近くおられるといふのも実情でございます。このへん、また、努力していきたいところでございます。

ここまでは消費者の結果でございまして、そのとき、少し私どもが取り組んであります自動販売機社会インフラとしての取り組みを 2 つ、事例としてご紹介させていただきたいと思ひます。

1 番目は住居表示のステッカーを自動販売機に貼付したということでございます。実は、警視庁あるいは警察署、それから消防署、こういったところと今、連携をしております、ご要望もございまして。最近では携帯電話が非常に普及して、住居を表示されなくなつた方が多いこともあつて、緊急時になかなか所在地が特定できないといふような悩みを緊急事業の方はお持ちでいらつしゃいます。初めは、大阪市の消防局とスタートをいたしましたけれども、この結果を受けて、今年度中に全体の

自販機につきましては、できるだけ多く、業界の中では住所を張りましようということでございますけれども、今も住居表示を進めているところでございます。これも1つ社会に大して自動販売機ができることということで、何とか社会に貢献していきたいということが、その試みの1つです。

続きまして、昨今環境問題と並んで、昨日もちょうど関東の方では震度4の地震がございました。地震対策としまして、防災の問題ということが中央あるいは各自治体の方、非常に悩まれているというところがございます。これも自動販売機の台数が各地域に広がっているということもございますので、そういった利点を生かしまして、防災時に、1つは製品を供給できるような体制を取るということ、それから、ちょうど自動販売機の頭の部分、ちょうど円になってございますけれども、ここに情報を伝達する仕組み、これは各自治体の方が、地元から指示を出すことによって、そこを変更することができます。平時のときはいろいろ地域情報とか、お知らせとかというようなことにもお使いいただいているところがございますけれども、有事といいますか、災害時のときはそこに避難用のサインを出していくというようなことも実現をしています。結構いくつかの自治体の方と実際に共同で、今もう進めているところがございます。

さらには、災害時に電源が切れてしまうようなことがございます。そういう意味ではバッテリーを搭載したもので、そういう点をフォローしていると、停電時の仕組みを今進めていっているところがございます。

以上、簡単ではございますけれども、もう少しお時間いただいて、詳しくご説明したいんですけども、取りあえず私どもの自動販売機を通じての取り組みをご紹介させていただきました。ぜひご意見をちょうだいしたいということでございます。どうもありがとうございました。

川妻委員

今の説明は非常によく分かる、大変よくできた説明で感謝しております。条例骨子(案)について、そちらの方からいくつかこの点がという意見がございましたら、こちらの方におっしゃっていただければと。それはございませんか。

自販機関係団体

私どもにご提示いただいているのは大きく2つあるということで、事務局の方から既に説明をいただいております。1つは、環境対策の計画を作成して、これを報告するということのご趣旨のことです。もう一つは、設置台数、これは自治体の方々、市町村の方と連携できればという条件はついてございますけれども、台数を減らせないかというようなことかというふうに理解をしております。

それで、1番目の対策計画につきましては、実は、類似の計画はもうご承知かもしれませんけれども、京都府、京都市、それから大阪府……。

川妻委員

ちょっとページと数字をちょっと言ってください。どこの項をおっしゃっているのか、もう一度確認のために。6ページのaですね。骨子の(案)をご覧になってください。骨子(案)の6ページの。

自販機関係団体

そうですね。6ページのスモールa、b。それで結構かと思います。

体	それと、もう一つ下段の方に、市町村の申し出を受けてというこの部分。今1と申し上げたのはaとbに該当するところです。
川妻委員	これについてご意見を。たぶんおありでしょうから、おっしゃってください。
自販機関係団体	<p>今と関連するんですが、この骨子(案)a、bにつきまして、特にこの5ページからの中身で言うと、1つは、努力義務と、それから2つ目、bは義務付けのようになっているんですが、特にbの「エネルギー使用量の多い一定規模以上の」というところでのくくりで、この義務付けの一定規模以上の、その辺のところの、今県での論議状況がどうなのかを聞かせていただければと思っております。</p> <p>その背景は、先ほど 〇〇の方から説明がありましたように、自動販売機関連業者、非常に多いもので、どの部門を指されていこうと、後の部分はどういうふうにしていこうとされているのか、ちょっとご教示いただければと思います。</p>
川妻委員	<p>現在の段階は、ここについては骨子というか、考え方をいろいろ議論して、ようやくここまで定めた骨子案を提案したもので、どのぐらいの規模にするか、これはほかの建築の規制だとか、ほかにもいろいろ多岐にわたってあるんですけど、量的な問題については、こちらから実情を正確に知った上で適切な判断をしようということなので、ここにちょっと説明はありますけれども、「 〇〇 」と書いてありまして、「 〇〇台数何とか」というふうに、これについてはまだこのぐらいが適当だろうというのは決めていないんです。</p> <p>ほかの自治体のも参考にはしていますけれども、長野県に適切な規模といえますか、数値はどのぐらいかというのは、今このぐらいだというやつは持っていません。ですから、これはこれからの検討の中でこういう形にするとすれば定めなきゃいけない、まだそれはちょっと先の作業になっています。ですから、ちょっとお答えをこの段階ではできないんですけれども。</p>
自販機関係団体	<p>そうしますと、2ページの、条例制定の背景と目的の中に、下から15行目でしょうか、「このような背景と経緯をふまえて、より実効性のある対策うんぬん」で、1つの提示として地球温暖化対策推進法だとか、省エネ法だとか、長野県環境基本条例に定める廃棄物の減量、何かこんなものをご参考にしながら、ひとつ、これから検討していこうというような動きをされていると理解してよろしいでしょうか。</p>
川妻委員	<p>そのとおりです。既におっしゃられた温暖化対策法や省エネルギー法、それから、環境基本条例はあまり具体的な規定というところまで踏み込んでいないんですけれども、この法律である程度の規模のやつは対象になっているんですね。対象になっているのはこの中に織り込まれているんです。</p> <p>それだけではなくて、各自治体は、自分たちの地域の特徴がありますから、それに合わせて大阪は大阪、長野は長野で、もう少し広げるとか、</p>



場合によっては厳しくするとか、それから、これは抜いてしまうとかという、そういうふうになって付け加えているんですね。ですから、それと一体となっているという意味合いがかなり濃いです、省エネ法についても、温暖化推進法でも。ですから、これが単独でぼんとあるわけではなくて、それが1つの構成されているという、そういうふうな。だから、それがベースになっていて、それに長野県という特徴を乗せて条例を作るわけです。そういう趣旨です。

自販機関係団体

すみません。先ほどの続きになりますけれども、ほかの自治体の動きもご覧になってというふうなお話がありました。ほかの自治体、特に京都府、京都市の方ともお話をさせていただいています。実際にどういう、長野県の事務局の方からは20%を超える目標を達成していかなきゃいけないということが背景におありと聞いております。京都府も、やはり国の方針よりも高い目標をやっていきたいというようなこともおっしゃっていました。実際に京都府の方ともお話をさせていただいていますけれども、自動販売機だけを特定してここに入れるということ、そこで得られた結果と、最終的に県がこういうふうにするような、あるいは、国がされるようなこと、きちっと整合しているのかどうか。2010年あるいは2012年かもしれませんが、そういったこともぜひご説明いただきたい。

あるいは、縷々(るる)説明申し上げましたように、非常に私ども1990年比でありますと、もう50%を上回るような削減をやってきておまして、それに対してさらに高い目標をとということになると、非常にこれは苦しいわけでありまして。もちろん努力はいたしますけれども、そういった意味で目標についてもお話をいただけるのかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

川妻委員

今の件に関して、こちら、委員の方と意見交換をしたいと思っておりますが、どうでしょうか。なぜ自動販売機を特定して、それを対象に取り上げているのかということと、それから、既に今までやっているの、これ以上もっと削減すると、対策を取れといっても、ちょっと無理があるというような趣旨でございませうか。

自販機関係団体

無理という表現は訂正させていただきたいんですけど、これからも努力はしてまいります。革新的なことにも挑戦してまいります。ただし、そこまでやれたことについてと、どこから目標にされるかによって、かなり取り組みの形が違ってまいりますので、ぜひ目標に関してはご相談をさせていただきたいということでございます。

実は私、長野県自動販売機業者連絡会としてちょっとお話を申し上げたいと思っております。

もちろん長野県、先ほどもお話があったけれども、長野県食品自動販売機協会という立場も踏まえて、お話をちょっとしたいと思っております。補足にもなりますし、また、この業界のご理解をもうちょっと深くしていただきたいというようなことで、お時間をいただきたいと思っております。

実は台数、それから細かい業界の特徴等々に関しては、先ほどご説明

ございましたけれども、資料3ページ、いわゆるオペレーターという部門がございます。ここが私らの中心です。オペレーターに属するという、ここからちょっとご説明したいと思います。

皆さまご存じのように、自動販売機というのは県内の至るところについております、確かに。これは、病院あるいは学校、企業、レジャー施設、ホテル、官庁関係、特にホテル関係なんかを例に取りますと、昨今自動販売機が非常に有り難がられています。どういうことかといいますと、各部屋、特にビジネスホテル関係がそうですね。今まで各部屋に冷蔵庫がみんな設置され、お客さまサービスをされていた。しかし、非常に大きな電気を食うというようなことで、各階あるいは隔、いわゆる離れた1階、3階とかの階に販売機を置くことで、各部屋の冷蔵庫を廃止すると。たぶん冷蔵庫があるけど、何も入っていないよとか、電源も入っていない。旅行をされて、そういうことにお気付きになったことあるうかと思えます。

また、企業関係、最近長野県の企業もどんどん海外に出ていっております。実はいわゆる規模が小ぶりになってきています。県内の企業が小ぶりになっている。今まで売店というものが経営が成り立っておったんですが、ほとんど成り立たなくなってきました、売店をやっても成り立たない。ピーシーショーケースを何台も置いて、あるいは、冷蔵庫を置いて、企業がやっておったわけですが、成り立たない。しかるに、そこへ販売機を代わりに設置して、菓子の販売機もあります。たばこもちろんそうですけれども、飲料から始まって食品ですね、それによって実は売店を1軒、1社でオープンすることよりもかなりの省エネ。特に企業関係は今非常に省エネをしております。かなりそういう部分では役に立っておるわけでございます。

また、学校なんかは、非常にここは不規則です。特に少子化が進んでおりまして、休みが非常に、大学なんかを取ってみましても多いわけです。しかし、若い子ですので、非常に飲料を欲します。しかし売店をやる、オープンするにしましても、休みが多いですね。どうしてもクラブ活動をするにしても、何にしても、販売機というのがどうしても必要不可欠である。以上のことで、大きな売店を開く値段で、それが自動販売機になってしまうようなことがございますね。

もちろんここで申し上げたいのは、パチンコ店、あるいは、細かくお話しした方が皆さん方への頭の中になれわれの商売というのが入っていただけじゃないかということでお話を申し上げるんですけれども、お風呂屋さん、大きな入浴施設がいくつもできております。あの中でどういうふうに飲料サービスをするかといった場合、非常に、もうご存じのように販売機というものが有効です。大きなレストランをつくる、何をやるにしても、なかなかそれはできない、小規模のお風呂さんがあります、何とかの湯とか、長野県はお風呂がいっぱいありますけどね。実は私、諏訪なんです。諏訪近辺あるいは茅野市とか、蓼科、霧ヶ峰方面を見ますと、たくさんのお風呂場があるんですよ。しかしああいうお風呂場さん、中堅クラスですので、なかなか施設を中につくることはできません。それは、もうほとんどが自動販売機というもので代えてることなんです。

黒沼委員

ちょっと先ほどのことでちょっとお尋ねしたいんですが、平成 17 年 6 月 8 日に、全国市長会で「都市と環境」という政策提言がありまして、その中の 2 項目で、深夜、終夜営業の自粛で自動販売機の夜間使用の規制についてのプランを政策提言してるわけですが、ですから、今京都府とか、その後、ちょっと聞こえなかったんですが、京都府のほかにも、まだそういう計画書をお出しになっているということ、そのほかのことでもちょっとお尋ねしたかったんですが、それで、そういうように全国の市長会でこういう政策提言があるということは、長野県だけではなくて、今後、例えば、誰もいない、まず、長野県なんかは非常に誰もいないところにこうこうと明かりがついて自動販売機があるんですが、だけでも、そのように深夜営業、深夜、終夜に使用禁止の条例というものが今後たぶんあるだろうと思うんです。それに対して、今後そういうものを合理化して、何だったら、ロケーションを整備していくというお考えがあるかどうかということだけをお尋ねしたい。

自販機関係団体

実は、皆さんご存じのように、長野県をとってみますと、たぶん最近コンビニエンスストアが非常に多いことをお気づきかと思えます。ひどいところだと 500m おきですね。それが、どうして私がお話しするかといいますと、大型店あるいはコンビニエンスストアというものが、昨今非常に値引き販売を始めているんです。このまま私ども、いても、街頭という自動販売機が非常に商売がしにくくなることは確かなんです。というのは、コンビニがあれだけ台頭してきますと、街頭に自動販売機を置いて、正価でしか売れません。120 円のは 120 円です。150 円のペット（ボトル）は 150 円です。ところが、コンビニでは既に 100 円あるいは 120 円、低価格で販売しているんです。私どもオペレーターとしてとらえますと、今後街頭のものは商売にならなくなるだろうと、そういうふう考えています。

ですから、こういうことを申し上げてもあれなんです、確かに今お話があった真っ暗闇の中にある、これはまずなくなります。というのは、ここ 3 年ほど、実は年頭に県警の方から説明がございまして、私も出席したんですけど、ともかくいたずらが多い。もう壊される機械は年間 2 回、3 回となる。さすがに 3 回壊されますと、商売できません。それが、ここ 2 ~ 3 年非常に多くなってきた。よもや山の中の誰もいないところに、今機械を置けません。ほとんど壊されています。

という意味で、今お話のございました、真っ暗闇の話、まずこれからはなくなります。無理です。まさか機械は持っていきませんが、ATM と違って、そんな中が入っているわけじゃございませんので、機械が壊されるわけです。しかし、その壊され方というのは非常に過激です。一発でもう使い物になりません。あれは 60 万、70 万します。一発でもう何も使うことができない。保険にも入っていますのであれですが。

まさしく私も長野県出身なので、状況は今ご説明したとおりです。ちょっと業界的なことだけ補足したいと思うんですけれども、具体的な話ということで、2 つあります。1 つは、今おっしゃられるとおり、全く何も無い中にあるというのはこれから減っていく可能性は非常に高い。ただし、先ほどちょっとご覧いただいたように、非常に業界が複雑で、

個人的に置いていたり、例外的なものはあると思います。それから、どこかのメーカーのものがついていても、個人の方が所有したりと、自分で買われるとかということが、実は例外的にあります。全体としてはそういったところに、各業界が自主的に進めてきたと思います。

これは、調査結果そのものなんですけども、やはり暗い場所、今は蛍光灯もかなり消しているところが多うございまして、蛍光灯じゃなくても、夜間の照明と言ったらいいんでしょうか、われわれの方はお客さまの利点としては、その中であってよかったの中の言葉として、真っ暗闇の中にとりょうなところも、これは深夜の、先ほどお話しがあった部分とも連動してまいりますけども、社会の中で変わってきて、どうしてもそういうシフトだとか、あるいは深夜営業だとか、業界自体が変わってきていると、そこに従事する方々の利便性ということも全く無視することはできないというようなこともあって、そういう意味での利便性というのは、すべての方ということではありませんけれども、支持を受けているというふうには分析をしています。そんなようなことも1つちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

この黒沼さんのご指摘の全国の条例で禁止しているところがあるか、なしかの点なんですけど、承知している範囲ではございません。深夜販売を禁止している。一方、今、から説明があったいろんな背景があったと思います。ただお酒の場合は未成年者の飲酒防止、たばこもありましょうが、動きはありますけれども、清涼飲料はいろんなシーンが想定されますから、やはりその場、土地、長野県に合ったいろんな背景があって設置されているかと思います。

岡本委員

2、3、質問させてください。先ほど長野県の事例をいろいろご説明いただいたのと、当初のご説明の中で、思っていたよりも長野県の特徴というような前置きもありましたけれども、屋内設置型が多いんだなという認識をいたしました。それで、今黒沼委員とのやりとりの中で、屋外設置のものはだんだんなくなっていくだろうと。特に今回こうした自動販売機の問題というものに対しての県民からの意見も、屋外設置に限ることはできないのだろうかというふうな意見が大変多いんですね。

それで、1つ、最初にご質問したいのは、たぶん同じ機種でも、屋内に置いた場合、屋外に置いた場合で消費電力量は変わってきますよね。

自販機関係団体

若干は違います。特に長野県の場合は寒いということもございまして。

岡本委員

分かりました。あと、棒グラフと折れ線グラフのところでご説明をいただいた、費用対努力の点なんですけれども、大変早い時期からこうした努力をなされてきて、敬意を表したいと思っておりますけれども、これは、緑色の折れ線グラフで言うと、棒グラフの数字を見た上で、微増ではあるけれども、台数が頭打ち、ピークになってきているというような認識でよろしいんですかね。それで、その中で1台当たりの消費電力量が下がってきたので、すべての自動販売機が消費している電気量も緑色のようになんて下がってきたよという意味合いですね。

そこで、最近ちょっと目で見ただけの感じのあれなんですけれども、非常に自動販売機が大型化してきているということに関しては、どういった理由があるんでしょうか。それが1つと、もう一つ、続いて、2つの点でお答えいただきたいと思うんですけれども、私が、個人的な話なんですけれども、つい最近相当長く使っていた冷蔵庫を買い替えました。買い替えることに踏み切ったのは、ようやくノンフロン冷蔵庫が一般的になってきたということで、それまでちょっと非常に長生きをした冷蔵庫の方がちょっと不安だったので、しばらく買い換えを控えてきましたけれども、自動販売機に関して、ノンフロン型というのはどのくらいあるのかということをお答えいただきたいと思います。

自販機関係団体

まず、大型化の問題で、これは今技術の人間が後ろにいますので、詳細はそちらで説明します。概要で申し上げますと、実はこのグラフをご覧いただくとお分かりいただけるんですけれども、96年から99年くらい、一度数字が上方に上がっているところをご覧いただきたいと思います。ここら辺が急速に大型化に進んでいった部分でございます。

ですから、1台という単位で大型化していきますと、今まで小型のものよりは1台当たりの消費エネルギーは多くなる、これは事実です。ただし2台分を1台にまとめる、あるいは、私どもの専門的な言い方で、18セクションとか、選択肢が18あるんだと、これを2つに合わせていくということで、トータルで省エネ性をさらに進める。大型のものは新型機で省エネ性を高めるものでできていますので、そちらに移行することで、より省エネ性を上げていくというのを少しレンジを見て進めていくというのが事実かと思えます。また、詳細は後でご説明をさせていただきます。

それから、2点目、ノンフロン、これは今回あえて入れてきませんでした。実は取り組んでいます。既に今2つの候補ができて、実際には市場でテストを開始しております。1つは二酸化炭素、いわゆる炭酸ガスを使ったCO<sub>2</sub>を使った、これは自然冷媒です。それからもう一つはHCといいまして、これはプロパンを使ったものがございます。プロパンを使ったものが、今おっしゃられた冷蔵庫に利用されています。ただし自動販売機につきましては屋外で使用されるということもありますので、そういったことも加味して、安全性を見ながら、今業界の中で実際設置を徐々に拡大していくという、ただご承知のように新しい技術を投入しますと、経済性にも影響をしております。そういったことも技術を進めながら改善をして、われわれは普及できるような状態にしていきたい。なお、現在では代替フロンが、いわゆる1,500倍ぐらいの温暖化係数があるということも認識しておりますし、ただし、今は、今の代替フロン今後きちっと回収をして、自動販売機に関してですけれども、これは法律もありますけれども、回収しているということでありますので、屋外に飛ばさないということまで進んできている。ただしやはり将来的にはノンフロン化ということのをわれわれのビジョンとして進めていきたいと思っております。ちょっともし技術の方で、先ほどの大型のことで違うことを私が言っていましたら、補足していただきたいんですが。

大型化の背景に2点ございます。先ほどご説明があったように、1つ

は、より大型にすることによって、断熱性をさらに高めて、省エネ目的で大型化をしていこうという点、それから、2点目には、飲料自身のパッケージが変わってきたということで、皆さんよく飲まれているように、ペットボトル関係の飲料が増えてきたと。それが、結果的に大型商品に移行してまいりました。従来 350ml ぐらいの缶であったものが 500ml のペット（ボトル）ということで、そのために、それを使用するために少し機械としての外観が大きくなったということでございます。

ですから、単純に大型化はしとるんですけども、消費電力がそのまま大きくなっているということではございません。逆に引き下げていっているということをごをしましてまいったという次第でございます。

という状況でございます。時間が限られてきたようなので、最後、ちょっと一言だけ申し上げたいと思いますけれども、今回委員会の方でいろいろな報告書だとか、いろいろなことを。率直に申し上げて、規制という形で入るよりは、われわれ自主的に取り組んでまいりましたから、自主性を信じていただいて、お任せいただきたいというのが自販機に関しての私どもの意見です。

それから、2つ目です。利便性、これはやはりそういう生活者からのニーズは全員ということではございませんが、あります。ですから、我々、利便性と省エネ性の関係対応、これをやはり両立させていく必要があると考えております。

ただし台数を削減するということと、利便性とは反しますし、やはり台数ではなくて、総消費エネルギーという観点で大きな目標を立ててやっていきたいということに来ておりますので、ぜひその辺の自主性にご期待いただきたいというふうに考えています。以上です。

川妻委員

ご意見。どうぞ。

宮本委員

すみません。細かいことで申し訳ないんですが、事前にいただいているご意見で、電力使用量が1%未満の自販機業界ということなんですが、全体というのは、どこを全体として1%ということでしょうか。

それと、普及台数なんですが、これは業界に入っている台数のみで、個人の方は統計には載っていないのでしょうか。

それと、もう一つ、地域協定ということについては、どんな考えをお持ちでしょうか。

自販機関係団体

では、3つの質問にお答えします。

まず、最初、1%以下という話なんですが、お手元の5ページを、上の年度毎の表があると思うんですが、2005年の最後の3つ目の欄がございますね。総消費電力52億1,000万kwhが、これは全日本の総使用量1兆を若干超えている部分でございますが、1兆を分母にした場合、52億1,000万kwhは、大体0.5(%)ぐらいの総消費電力であります。

宮本委員

全日本の電力使用量の0.5。

自販機関係団体

はい。そういう意味合いでございます。

体

それから、2つ目の、自動販売機の個人の分があるかどうかということですけども、本当にまれだと思われま。あるとするならば、パン屋さんだとか、お菓子屋さんだとか、もしくはご自宅の前にぼんと置かれているケース、それを個人で買われるということはないかも分からないです。ほとんどゼロと言ってもいいかと思いま。

それと、第3番目の地域協定、まさにある一定規模の場合は地域で協定うんぬんというような、この今日いただきました資料の6ページのイの欄で書かれておりますけれども、まさにこれは条例の中身次第だと思いま。ですから、われわれ、 がいいましたように、業界の自主的な活動が一番ベストだと思いまですけども、条例そのものが今後どのような動きになっていくのか、十分、我々としてもぜひ参加させていただきたいというふうに思っていますけれども。

川妻委員

ありがとうございました。12時になってしまいました。

今日いろいろご説明いただいたように、やはり情報が公開されて、それで十分状況がみんな認知した上で、最終的に県民、国民がどういう形を選ぶかということが最終的なんです。ですから、そのための情報が行き渡っていれば、それに即応した県民の判断というのが出てくるんじゃないかと思うんですね。そこが大事ですので、私たちとしてはなるべくこの取り組みを通じていろんな事業者から状況を出してもらい、それを県が公表すると。最終的に県民がどういうふうに判断するかということとをだんだん詰めていって、いい形に持っていきたいというふうな、この県民の中にもある部分を通じて、これは無駄じゃないかと、こんなのはやめた方がいいという人と、非常に便利だ、あるいは、助かったというのいろいろあると思うんですね。社会の変化の中で。そういうものをいろいろ交換し合いながら、この部分は規制した方がいいんじゃないかとか、この部分は減らせ、明らかに無駄はどんどん減らしていって、社会に必要なものを積み立てなきゃいけない。

それから、利便性の追求もわれわれが野放図にやった結果がここまで来ちゃったので、利便性の追求についてもどこかでブレーキをかけなきゃいけない、これもCO<sub>2</sub>の排出削減のためには前提だと思うんですね。それらを総合的にさっきおっしゃれたような観点から取り組んでいきたいと思いましますので、一律に何か規制するというよりも、事態が、状況が十分公開されて、その上で、必要な体制がちゃん取られるということが必要だと思うんですね。ですから、今後ともぜひ真剣になってこの問題に取り組みたいと思いま。今日のご意見を参考にしながら進めていきたいと思いま。今日はどうもご苦労さまでした。

ありがとうございました。

司 会

では、意見交換会、午前の部はこれで締めますので。

川妻委員

ありがとうございました。

( 議事録中の 部分は確認できなかった部分です。 )